

告 示

埼玉県告示第三百八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和六十二年埼玉県告示第二百十三号で告示した寄居都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野元裕

一 施行者の名称

寄居町

二 都市計画事業の種類及び名称

寄居都市計画下水道事業寄居公共下水道

三 事業施行期間

昭和六十二年二月三日から令和七年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし